

## 大分県暴力団排除条例施行規則の一部改正(案)の概要

### 1 立入検査（第4条の2・新設）

大分県暴力団排除条例の一部改正第24条では、同条例第13条第1項（都市公園の周囲200メートルの区域内における暴力団事務所の開設及び運営の禁止・今改正で追加）及び第13条の2第1項（都市計画法が定める一定区域内における当該事務所の開設及び運営の禁止・今改正で新設）並びに第13条の3（青少年を暴力団事務所に立ち入らせることの禁止・今改正で新設）に違反した疑いがある場合は、公安委員会が、暴力団その他の関係者に対し、説明や資料の提出を求めることができること、及び警察職員に対して、立入検査を行わせることができることが規定されています。

大分県暴力団排除条例施行規則の一部改正第4条の2（新設）では、立入検査は、検査関係者の説明又は資料の提出では目的を達することができない場合に実施すること、立入検査を行う警察職員は警察本部長が指定することのほか、立入検査時に警察職員が検査関係者に示す身分証明書の様式を規定しています。

### 2 公安委員会の中止命令・再発防止命令の方法（第10条・新設）

大分県暴力団排除条例の一部改正第26条の2では、暴力団事務所の開設及び運営の禁止及び青少年を暴力団事務所に立ち入らせることの禁止違反行為をした暴力団員に対し、公安委員会が中止命令や再発防止命令を行うことができると規定されています。

大分県暴力団排除条例施行規則の一部改正第10条（新設）では、その中止命令や再発防止命令を行う場合は、「中止命令書」「再発防止命令書」によって行う旨を規定するとともに、暴力団員が青少年を暴力団事務所に立ち入らせることの禁止違反を行った場合で、緊急を要し、中止命令書により行ういとまがないときは、中止命令書等によらず、口頭で命令を行うことができる旨規定し、さらに口頭で命令を行った場合は、命令後相当期間内に「理由通知書」によって命令の相手方に通知するものと規定しています。